

一時預かり事業について

日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった乳幼児を保育所等で一時的に預かる事業

	一般型	幼稚園型	余裕活用品	居宅訪問型	地域密着型
実施主体	市区町村(市区町村が認めた者への委託可)				
対象児童	主として 保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、又は在籍していない乳幼児	主として 幼稚園等に在籍する満3歳以上の幼児 で、教育時間の前後又は長期休業日等に当該幼稚園等において一時的に保護を受ける者	主として 保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、又は在籍していない乳幼児	以下の要件に該当する者 障害、疾病等の程度を勘案して 集団保育が著しく困難 であると認められる場合 ひとり親家庭等 で、保護者が 一時的に夜間及び深夜の就労等を行う場合 離島その他の地域 において、保護者が 一時的に就労等を行う場合	乳幼児
実施場所	保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点又は駅周辺等利便性の高い場所など	幼稚園又は認定こども園	保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所において、 利用児童数が定員に満たない場合	利用児童の居宅	地域子育て支援拠点や駅周辺等利便性の高い場所など
実施要件	設備基準 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に定める 保育所の基準に準じて 行う。				「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に定める 保育所の基準に準じて 行う。
	職員配置 乳幼児の年齢及び人数に応じて保育従事者等を配置し、そのうち 保育士等を1/2以上 。保育士等以外の保育従事者等は研修を修了した者。保育従事者等の数は2名を下ることはできないが、保育所等と一体的に実施し、当該保育所等の職員による支援を受けられる場合には、保育士等1人とすることができる。 一般型については、1日当たり平均利用児童数が3人以下の場合には、家庭的保育者を保育士とみなすことができる。 幼稚園型については当分の間保育士等の配置の割合、保育士等以外の教育・保育従事者の資格について緩和措置あり。			研修を修了した保育士、家庭的保育者 又はこれらの者と同等以上と認められる者。ただし、家庭的保育者1人が保育することができる児童の数は1人とする。	担当者 のうち、保育について経験豊富な 保育士を1名以上 配置。担当者は2人を下ることはできない。保育士以外の担当者は、市町村が実施する研修を修了していること。
実施か所数 (平成26年度)	8,594か所	(平成27年度創設)	179か所	(平成27年度創設)	(一般型の内数)

一時預かり事業の経過

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を保育所等で一時的に預かる事業について、事業の普及を図るため下記のとおり事業類型等を見直し、一般型(基幹型加算)、余裕活用品、幼稚園型、訪問型に再編。

H25

H26【保育緊急確保事業】

H27【新制度施行】

保育所型・地域密着型(法定事業)

保育所や地域子育て支援拠点などにおいて、乳幼児を一時的に預かる事業。
省令の基準に従って実施し、保育士の数は2名以上。

地域密着型(予算事業)

地域子育て支援拠点などにおいて、乳幼児を一時的に預かる事業。
省令の基準に準じて実施し、担当者の数は2名以上。(保育士1名以上)

基幹型加算(継続)

休日等の開所、及び1日9時間以上の開所を行う施設に加算。

幼稚園における預かり保育 (私立は私学助成、公立は一般財源)

一般型(従前事業の後継)

小規模な施設が多いことを踏まえ、保育所等の職員の支援を受けられる場合には、担当保育士(1)を1人以上。

- 1 平均利用児童数が少ない場合、家庭的保育者で可。
- 2 保育従事者は2分の1以上を保育士とし、保育士以外は一定の研修を受けた者。
- 3 地域密着型は当分の間実施可。

余裕活用品(新規)

保育所等において、利用児童数が定員に達していない場合に、定員の範囲内で一時預かり事業を実施。

幼稚園型(幼稚園における預かり保育の後継)

従前の幼稚園における預かり保育と同様、在園児を主な対象として実施。

居宅訪問型(新規)

児童の居宅において一時預かりを実施。

一時預かり事業（幼稚園型）について

幼稚園等が主に在籍園児（1号認定子ども）を対象に、教育時間の前後等に一時預かりを実施

		「幼稚園型」の要件等								
実施主体		市町村（子ども・子育て支援法に基づく「地域子ども・子育て支援事業」として実施）								
実施場所		幼稚園又は認定こども園								
対象児童		<p>主に在籍園児（1号認定子ども） 非在籍園児については、基本的に一時預かり事業（一般型）により対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同一施設において、幼稚園型（在籍園児を対象）と一般型（非在籍園児を対象）を併せて実施可能 ・ただし、非在籍園児の利用が少数であること等により、幼稚園型及び一般型の両事業を実施することが、施設や市町村の事務を増大させる等の場合には、幼稚園型において当該非在籍園児の一時預かりを実施することも可能。 								
職員	職員数	<p>認可保育所と同じ</p> <table border="1"> <tr> <td>0歳児</td> <td>3:1</td> <td>1・2歳児</td> <td>6:1</td> </tr> <tr> <td>3歳児</td> <td>20:1</td> <td>4歳以上児</td> <td>30:1</td> </tr> </table> <p>算出される数が1人の場合でも2人以上配置</p> <p>上記配置基準により算出される必要教員数が1人の場合、かつ幼稚園等の職員（保育士又は幼稚園教諭）からの支援を受けられる場合は、専任職員は1人で可（職員は常勤・非常勤を問わない）</p>	0歳児	3:1	1・2歳児	6:1	3歳児	20:1	4歳以上児	30:1
	0歳児	3:1	1・2歳児	6:1						
3歳児	20:1	4歳以上児	30:1							
資格	<p>保育士、幼稚園教諭免許状所有者又は市町村長等が行う研修を修了した者（子育て支援員）</p> <p>（当分の間、小学校教諭普通免許状所有者、養護教諭普通免許状所有者、幼稚園教諭教職課程・保育士養成課程を履修中の学生で教育・保育に係る基礎的な知識を習得していると市町村長が認める者を含む）</p> <p>ただし、担当職員の2分の1（当分の間、3分の1）以上は、保育士又は幼稚園教諭免許状所有者</p>									
設備・面積	保育室等	<p>認可保育所と同じ</p> <table border="1"> <tr> <td>2歳以上児</td> <td>保育室又は遊戯室</td> <td>1.98㎡/人</td> </tr> <tr> <td>2歳未満児</td> <td>乳児室</td> <td>1.65㎡/人</td> </tr> </table> <p>ほふく室 3.3㎡/人 など</p> <p>通常の教育時間終了後等の保育室又は遊戯室で可</p>	2歳以上児	保育室又は遊戯室	1.98㎡/人	2歳未満児	乳児室	1.65㎡/人		
2歳以上児	保育室又は遊戯室	1.98㎡/人								
2歳未満児	乳児室	1.65㎡/人								
補助単価 （1人当たり日額）		<p>在籍園児</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本分：平日の教育時間前後や長期休業日の利用 <ul style="list-style-type: none"> - 年間延べ利用者数2,000人超 400円 - 年間延べ利用者数2,000人以下 1,600円 / 年間延べ利用者数 - 400円（10円未満切り捨て） ・休日分：（土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用） 800円 ・長時間加算：基本分については4時間（又は教育時間との合計が8時間）、休日分については8時間を超えた場合に加算 100円 <p>非在籍園児</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本分 800円 ・長時間加算：8時間を超える場合に加算 100円 								
実施形態		<p>利用者の居住市町村が園に委託等して実施（当該市町村域外に所在する園も含む）することを基本とする（関係市町村間で調整が付く場合は、施設所在市町村が実施可） 施設型給付と同様の形態</p>								

一時預かり事業(幼稚園型)における担当職員の資格要件の緩和について

子ども・子育て会議(平成28年1月26日)資料5から抜粋

趣旨

有資格者(幼稚園教諭・保育士)の確保が困難であるため、一時預かり事業(幼稚園型)の実施が困難となっているという指摘を踏まえ、一定の質の担保を前提として、担当職員の資格要件を緩和することにより、地域や保護者のニーズに合わせた一時預かり事業(幼稚園型)の実施を促進する。

現行の資格要件

- ・保育士、幼稚園教諭普通免許状所有者又は市町村長等が行う研修を修了した者(子育て支援員)
- ・ただし、担当職員の1/2以上は保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者

資格要件の緩和案

1. 子育て支援員の更なる活用(有資格者の必要数削減)

有資格者の割合を引き下げ、担当職員の1/3以上は保育士又は幼稚園教諭免許状所有者とする。

(例)満3歳・3歳児25人、4歳児以上40人の場合、

(現行)配置が必要な職員数 3人
うち、有資格者 2人



(緩和後)配置が必要な職員数 3人
うち、有資格者 1人

2. 小学校教諭免許状、養護教諭免許状所有者の活用

教育・保育に関して一定の知見を有する小学校教諭、養護教諭を配置可能とする。

3. 幼稚園教諭教職課程・保育士養成課程を履修中の学生の活用

幼稚園教諭教職課程及び保育士養成課程を履修中で、教育・保育に関して一定の知見を有する学生を配置可能とする。

今後のスケジュール案

平成27年度中に児童福祉法施行規則等について所用の改正を行い、平成28年4月1日から実施。

一時預かり事業（幼稚園型）の配置職員に算入できる担当職員パターン

職員の類型		職員が通常勤務する日 ¹			休日	
		(教育課程時間)	(教育課程時間外)			
		4時間程度まで	合計8時間まで	合計8時間超	合計8時間まで	合計8時間超
一時預かり事業の専任職員						
一時預かり事業 と幼稚園等の 教員等との 兼務職員	幼稚園等における 学級担任等の 常勤教員 ²	×	×	4	4	
	幼稚園等における 非常勤講師等 ²	×	6			
(参考)適用 補助単価	在園児		基本分単価	長時間加算単価	休日単価	長時間加算単価
	非在園児 ⁷		休日単価	長時間加算単価	休日単価	長時間加算単価

1 長期休業期間における職員が通常勤務する日を含む。

2 幼稚園型一時預かり事業と幼稚園等とが一体的に運営されており、一時預かり事業の必要教員数が1人の場合で、当該幼稚園等からの支援職員については、職員の勤務形態等を問わず、幼稚園等の教員等が兼務できる。

3 必要となる人件費が、幼稚園等の施設型給付の公定価格で措置されているため、一時預かり事業の配置職員数に算入不可。

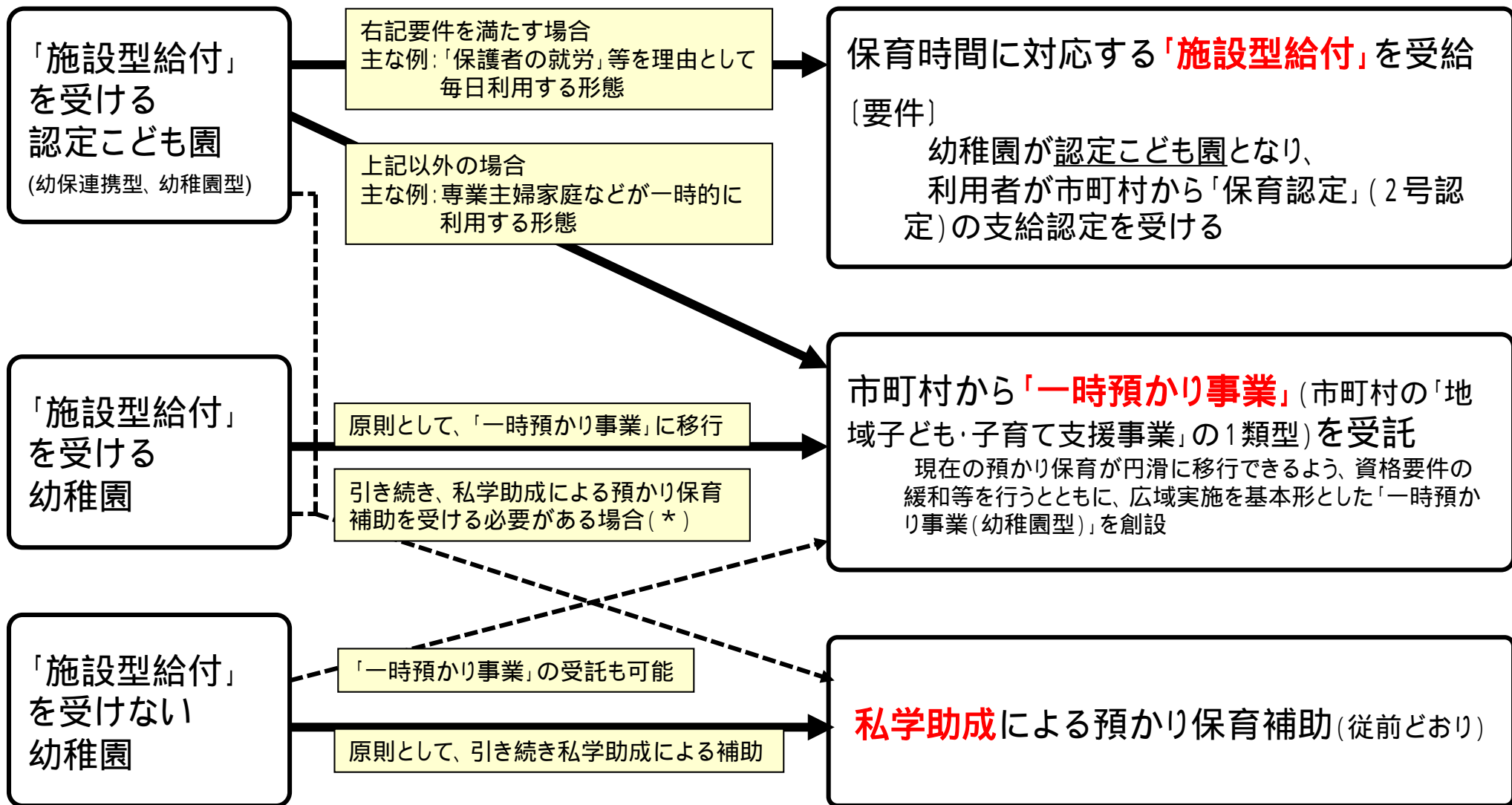
4 超過勤務・休日勤務を行う場合の人件費は、公定価格で措置されていないため、一時預かり事業の配置職員数に算入可。

5 長期休業期間においては、幼稚園等の業務と必ずしも重複しないため、配置職員数に算入可。

6 教育課程時間の勤務内容・時間との区分が契約・職務命令等により明確となるよう留意することが必要。

7 非在籍園児については、基本的に一時預かり事業(一般型)により対応。ただし、非在籍園児の利用が少数であること等により、幼稚園型及び一般型の両事業を実施することが、施設や市町村の事務を増大させる等の場合には、幼稚園型において当該非在籍園児の一時預かりを実施することも可能。

幼稚園の「預かり保育」の新制度における取扱い



(*) 市町村が認定こども園や幼稚園に「一時預かり事業」を委託しない場合や、従来の「預かり保育」の支援方法との間に大きな差異がある場合など、一時預かり事業への円滑な移行が困難な園に対する経過措置(ただし、現在、都道府県による私学助成の預かり保育補助を受けている園に限る)

(注) 私学助成を受けることができるのは、原則として、学校法人立の私立幼稚園に限られる。

延長保育事業について

市町村の認定を受けた児童について、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において保育所等で引き続き保育を実施する事業。

- ・標準時間認定 1 1時間の開所時間を超えて保育を実施。
- ・短時間認定 各事業所が設定した短時間認定児の処遇を行う時間を超えて保育を実施。

1. 一般型

- (1) 実施場所 都道府県及び市町村以外の者が設置する保育所又は認定こども園（以下「民間保育所等」という。）、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、家庭的保育事業所、駅前等利便性の高い場所、公共的施設の空き部屋等適切に事業が実施できる施設等。
- (2) 対象児童 子ども・子育て支援法第19条第1項第2号又は第3号の支給要件を満たし、同法第20条第1項により市町村の認定を受け、民間保育所等、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、家庭的保育事業所を利用する児童。

2. 訪問型

- (1) 実施場所 利用児童の居宅
- (2) 対象児童 子ども・子育て支援法第19条第1項第2号又は第3号の支給要件を満たし、同法第20条第1項により市町村の認定を受け、民間保育所等、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、家庭的保育事業所、居宅訪問型保育事業所を利用する児童であって、以下のいずれかに該当するもの。
 - 居宅訪問型保育事業を利用する児童で利用時間を超える場合
 - 民間保育所等における延長保育の利用児童数が1名となった場合

実施主体 市区町村（市区町村が認めた者へ委託等も可）

実施要件

- ・対象児童の年齢及び人数に応じて保育士等を配置
- ・各延長時間帯毎に定める一定の利用人数（日数）を満たしていること
- ・訪問型の利用にあたっては、利用者と市町村と協議の上、利用の決定を行うこと

交付実績：13,486か所（平成26年度）
負担割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3

病児保育事業について

	病児対応型・病後児対応型	体調不良児対応型	非施設型（訪問型）
事業内容	地域の病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業	保育中の体調不良児を一時的に預かるほか、保育所入所児に対する保健的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施する事業	地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の自宅へ訪問し、一時的に保育する事業 平成23年度から実施
対象児童	当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから（病後児の場合は、病気の回復期であり）、集団保育が困難であり、かつ保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、市町村が必要と認めた乳幼児又は小学校に就学している児童	事業実施保育所に通所しており、保育中に微熱を出すなど体調不良となった児童であって、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を必要とする児童	病児及び病後児
実施主体	市町村（特別区を含む）（市町村が認めた者へ委託等も可）		
実施要件	看護師等：利用児童おおむね10人につき1名以上配置 保育士：利用児童おおむね3人につき1名以上配置 病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設 等	看護師等を常時1名以上配置（預かる体調不良児の人数は、看護師等1名に対して2名程度） 保育所の医務室、余裕スペース等で、衛生面に配慮されており、対象児童の安静が確保されている場所 等	預かる病児の人数は、一定の研修を修了した看護師等、保育士、家庭的保育者のいずれか1名に対して、1名程度とすること 等
交付実績 (H27年度)	1,395か所 (病児対応型789か所、病後児対応型606か所) (延べ利用児童数 約61万人)	822か所	9か所
補助率	国 1 / 3 都道府県 1 / 3 市町村 1 / 3		

質の改善（平成27年度～）

- 1 病児対応型、病後児対応型について、利用の少ない日において地域の保育所等への情報提供や巡回など地域全体の保育の質の向上につながる機能を評価し、基本分補助単価の改善を行う。
- 2 体調不良児対応型について、看護師等2名以上配置としている実施要件を、看護師等1名以上の配置で実施できるよう改善を行う。

送迎加算（平成28年度～）

及びにおいて、看護師等を追加配置し、保育所等において保育中に体調が悪くなった体調不良児を送迎し、保育を実施する場合に、看護師等雇上費等を補助する。

放課後児童クラブの概要

【事業の内容、目的】

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る

(平成9年の児童福祉法改正により法定化 児童福祉法第6条の3第2項：平成10年4月施行)

平成24年の児童福祉法改正により、対象年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」児童とした(平成27年4月施行)

【現状】(クラブ数、支援の単位数及び児童数は平成28年5月現在) 【今後の展開】

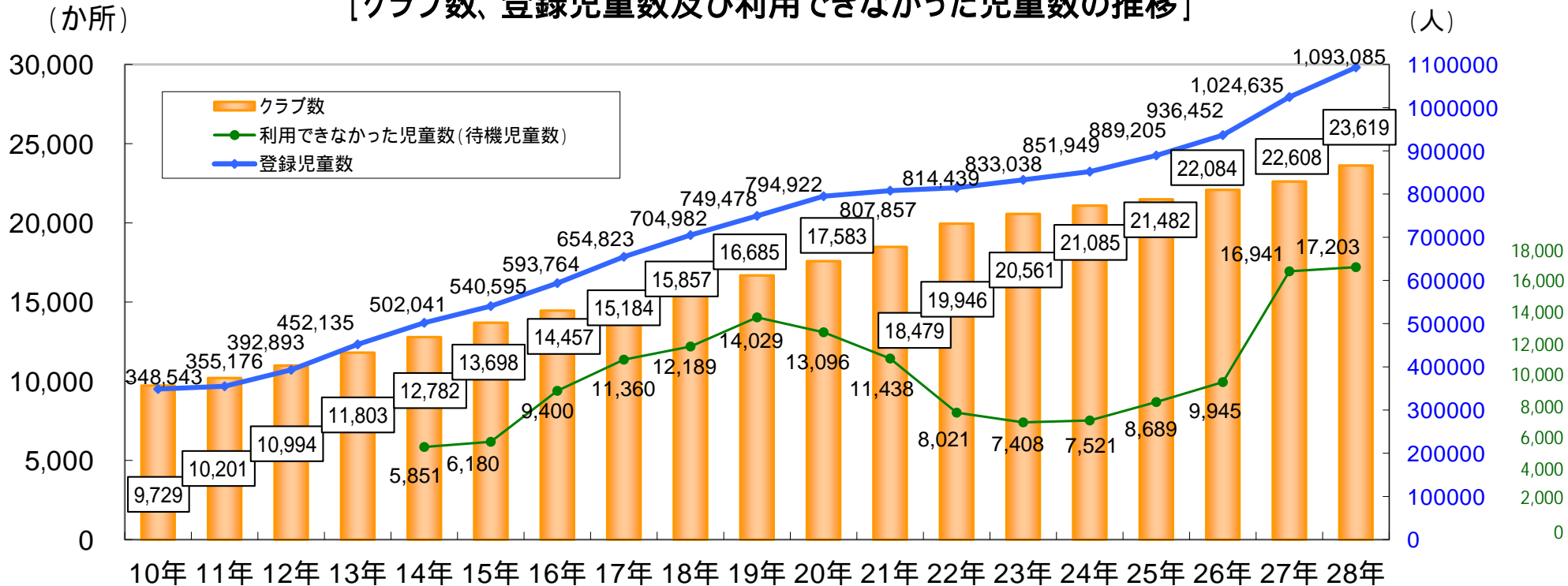
クラブ数 23,619か所
 (参考:全国の小学校19,655校)
 支援の単位数 28,198単位(平成27年より調査)
 登録児童数 1,093,085人
 利用できなかった児童数(待機児童数) 17,203人

「放課後子ども総合プラン」(平成26年7月31日文部科学省と共同で策定)

国全体の目標として、平成31年度末までに、

- ・放課後児童クラブについて、約30万人分の受け皿を新たに整備
- ・全小学校区(約2万か所)で一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施

【クラブ数、登録児童数及び利用できなかった児童数の推移】

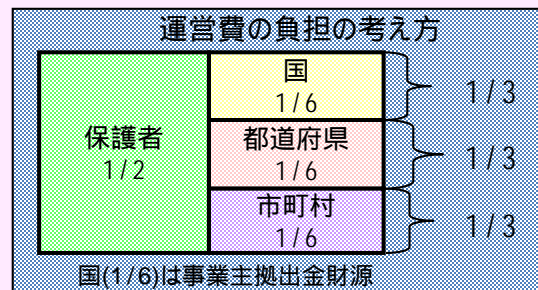


各年5月1日現在(総務課少子化総合対策室調)

放課後児童クラブ関係・平成29年度予算(案)のポイント

「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)を踏まえ、「放課後子ども総合プラン」に基づく、放課後児童クラブの約122万人分の受け皿確保を平成30年度末までに前倒して実施するため、施設整備費の補助率高上げを継続するとともに、運営費補助基準額を増額するほか、放課後児童支援員等の人材確保対策などを推進する。

放課後児童クラブ関係予算 725.3億円(28年度 574.8億円)
 受入児童数の拡大1,138,801人(28年度) 1,177,959人(29年度)[約3.9万人増]



平成29年度予算(案)の主な内容

1 施設整備費の国庫補助率高上げ【平成28年度からの継続】

公立の場合:(高上げ前)国1/3、都道府県1/3、市町村1/3
 →(高上げ後)国2/3、都道府県1/6、市町村1/6

補助率高上げとともに、社会福祉法人等としていた整備費補助の対象事業者を、株式会社、NPO法人等の法人格を持つ団体へと拡大

2 運営費補助基準額の増額【拡充】

児童数40名の場合
 H28年度 年額374.4万円 H29年度 年額430.6万円(+56.2万円)

3 放課後児童支援員の経験等に応じた処遇改善【新規】

放課後児童支援員の勤続年数や研修実績等に応じた処遇改善(1人あたり年額12.4万円~37.2万円)を図る。

現在、18:30を超えて開所するクラブに対し処遇改善のための補助を実施しているが、これに加え、新たな処遇改善のための補助の仕組みを導入。

4 長期休暇期間中の受入れ支援【新規】

夏休み等、長期休暇期間中に放課後児童クラブの利用を希望する子どもの受入れを支援するための補助を行う。

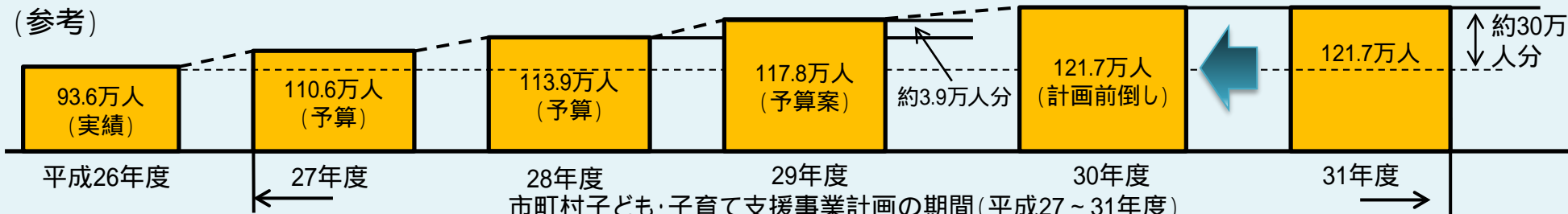
5 賃貸借等により実施する放課後児童クラブの防災対策【拡充】

民家・アパート等を借りて実施している放課後児童クラブの安全性を確保するための既存施設の改修・備品購入や、より安全な建物へ移転する場合に必要な費用の補助を行う。

6 障害児受入強化推進事業の充実【拡充】

障害児5人以上の受入れ要件を、3人以上の場合に拡充するとともに、医療的ケア児に対する支援に必要な職員配置等に要する経費の補助を行う。

(参考)



()平成31年度の数值は、潜在ニーズも含めた利用ニーズ(「量の見込み」)の全国集計値

放課後児童クラブの設備運営基準について

放課後児童クラブの質を確保する観点から、子ども・子育て関連3法による児童福祉法の改正により、放課後児童クラブの設備及び運営について、省令で定める基準を踏まえ、市町村が条例で基準を定めることとなった

このため、「社会保障審議会児童部会放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」における議論を踏まえ、平成26年4月に「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号）を策定・公布した

< 主な基準 >

職員のみ従うべき基準（他の事項は参酌すべき基準）

支援の目的（参酌すべき基準）（第5条）

支援は、留守家庭児童につき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行わなければならない

設備（参酌すべき基準）（第9条）

専用区画（遊び・生活の場としての機能、静養するための機能を備えた部屋又はスペース）等を設置

専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上

職員（従うべき基準）（第10条）

放課後児童支援員（1）を、支援の単位ごとに2人以上配置（うち1人を除き、補助員の代替可）

- 1 保育士、社会福祉士等（「児童の遊びを指導する者」の資格を基本）であって、都道府県知事が行う研修を修了した者（2）
- 2 平成32年3月31日までの間は、都道府県知事が行う研修を修了した者に、修了することを予定している者を含む

児童の集団の規模（参酌すべき基準）（第10条）

一の支援の単位を構成する児童の数（集団の規模）は、おおむね40人以下

開所日数（参酌すべき基準）（第18条）

原則1年につき250日以上

その地方における保護者の就労日数、授業の休業日等を考慮して、事業を行う者が定める

開所時間（参酌すべき基準）（第18条）

土、日、長期休業期間等（小学校の授業の休業日）
原則1日につき8時間以上

平日（小学校授業の休業日以外の日）
原則1日につき3時間以上

その地方における保護者の労働時間、授業の終了時刻等を考慮して事業を行う者が定める

その他（参酌すべき基準）

非常災害対策、児童を平等に取り扱う原則、虐待等の禁止、衛生管理等、運営規程、帳簿の整備、秘密保持等、苦情への対応、保護者との連絡、関係機関との連携、事故発生時の対応 など

「放課後児童クラブ運営指針」策定の経緯

策定の必要性

放課後児童クラブについては、平成19年に「放課後児童クラブガイドライン」を策定し、運営するに当たって必要な基本的事項を示すことで、各市町村における質の向上を図るための取組を進めてきたところである。

平成24年の児童福祉法の改正により、市町村は、国が省令で定める設備及び運営の基準を踏まえて条例で基準を定めなければならないこととされ、国において、平成26年4月に「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)」を策定し、全国的に一定水準の質の確保に向けた取組をより一層進めることとした。

平成27年4月からは、省令基準を踏まえて各市町村において策定される条例に基づき、放課後児童クラブが運営されることになるが、その運営の多様性を踏まえつつ、放課後児童クラブにおいて集団の中で子どもに保障すべき生活環境や運営内容の水準を明確化し、事業の安定性及び継続性を確保していくことが必要である。

このため、放課後児童クラブガイドラインを見直し、国として運営及び設備に関するより具体的な内容を定めた運営指針を策定することとし、平成27年3月に「放課後児童クラブ運営指針」を策定し、地方自治体に通知した。

策定及び見直しの3つの視点

放課後児童クラブの運営実態の多様性を踏まえ、「最低基準」としてではなく、望ましい方向に導いていくための「全国的な標準仕様」としての性格を明確化

子どもの視点に立ち、子どもの最善の利益を保障し、子どもにとって放課後児童クラブが安心して過ごせる生活の場となるように、放課後児童クラブが果たすべき役割を再確認し、その役割及び機能を適切に発揮できるような観点で内容を整理

子どもの発達過程や家庭環境なども考慮して、異なる専門性を有して従事している放課後児童支援員等が子どもとどのような視点で関わることが求められるのかという共通の認識を得るために必要となる内容を充実

省令基準及び運営指針に沿った一定水準の質を確保した放課後児童クラブの全国展開を図る